

令和 8 年度 佐賀空港国際線 S R A 立入検査等業務委託実施仕様書

令和 8 年度佐賀空港国際線 S R A 立入検査等業務委託業務は、次の定める事項によるものとする。

1. 目的

- (1) 国際線預入手荷物荷捌き場（以下「手荷物荷捌き場」という。）の監視の徹底及び佐賀空港国際線 S R A 区域等（以下「国際線 S R A 区域」という。）へ立ち入る際の保安検査（以下「S R A 立入検査」という。）等を実施することにより持ち込みを制限される物件の持ち込み防止及び保安の確保を目的とする。
- (2) 国際線搭乗客による病原菌の国内進入を予防することで、国際線の円滑な運航を確保することを目的とする。

2. 業務提供時間等

令和 8 年度 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日のうち、国際線運行日とし、業務提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 預入手荷物荷捌き場の監視業務及び S R A 立入検査業務は、搭乗受付開始時刻（原則として出発定刻 2 時間 30 分前）からスポットアウトまでの時間帯とする。
- (2) 国際線到着予定時刻 3 時間前から(1)の業務開始前の時間に行うものとする。

3. 検査員数

業務提供時間中は、空港保安警備員を 4. (1) 及び(2)の業務に各 2 名以上を配置することとし、うち 1 名は警備業法に定める空港保安警備業務 2 級以上の検定合格者を配置すること。ただし、当該検定合格者の確保が困難な場合は、当分の間、佐賀空港事務所長の承認を得て施設警備業務 2 級以上の検定合格者を配置することができる。

4. 業務の内容

- (1) 国際線預入手荷物荷捌き場の監視業務は、預入手荷物荷捌き場について、預入手荷物に爆発物が混入されないように監視を行うものとする。
- (2) 国際線 S R A 立入検査業務は、国際線 S R A 区域出入口（アクセス点）における S R A 立入検査を行うものとし、業務の内容は次のとおりとする。
 - ① 検査員は、旅客以外の者に対し、制限区域立入許可証、制限区域車両運行許可証

等により立入者、立入車両が国際線SRA区域への立入権限を有することを確認したうえで、

- ・ 立入者に対して、金属探知器又は接触による身体検査及びX線検査装置又は開披による所持品検査を行い、爆発物並びに銃砲刀剣類等及び銃弾を所持していないことを確認する。
- ・ 車両に対して、目視、ミラー等による車両検査を行い、車両内部又は外部に爆発物並びに銃砲刀剣類等及び銃弾が隠されていないことを確認する。

② 検査員は、上記の検査を受けた立入者又は車両に対して、国際線SRA区域立入識別証を交付するとともに、国際線SRA区域から出る立入者又は車両から国際線SRA区域立入識別証を返却させる。

③ 検査員は、不審者又は不審物を発見した場合、直ちに無線により佐賀空港事務所に通報するとともに、周りに大声で応援を要請するなどし、当該不審者等の確保及び関係者の安全確保に努める。

なお、手順等詳細については、「佐賀空港国際線SRA立ち入り時における保安検査及び保安管理要領」に基づき対応することとする。

(3) 委託者から提供された薬剤を薬液にし、ターミナルビル出入口等に設置されている防疫マットに補充すること。

5. 報告

検査員は、業務終了後、別紙国際線SRA立入検査・保安業務実施報告書を所長に提出することこと。